第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十三条中「又は前条の規定により委任された地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長（以下この条において「地方社会保険事務局長等」という。）の権限」及び「又は当該住所地を管轄する地方社会保険事務局長等」を削る。

第十四条の次に次の七条を加える。

（機構が収納を行う場合）

第十五条　法第三十二条の八第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十二条第二項において準用する国民年金法第九十六条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が法の規定による徴収金の納付を日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（次条第二項において「年金事務所」という。）において行うことを希望する旨の申出があった場合

二　法第三十二条の八第二項において準用する国民年金法第百九条の十一第二項の規定により任命された法第三十二条の八第一項の収納を行う日本年金機構（以下「機構」という。）の職員（第四号及び第二十条において「収納職員」という。）であって併せて法第三十二条の三第一項の徴収職員として同条第二項において準用する国民年金法第百九条の六第二項の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、法の規定による徴収金を徴収するため、前号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による法の規定による徴収金の収納を行うことを希望した場合

三　職員が、法の規定による徴収金を徴収するため法第三十二条の二第一項第四号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

四　前三号に掲げる場合のほか、法の規定による徴収金の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の法の規定による徴収金の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

（公示）

第十六条　厚生労働大臣は、法第三十二条の八第一項の規定により機構に法の規定による徴収金の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2　機構は、前項の公示があったときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の法の規定による徴収金の収納に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（機構が行う収納について準用する国民年金法の規定の読替え）

第十七条　法第三十二条の八第二項の規定により国民年金法第百九条の十一第二項から第六項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百九条の十一第二項	前項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「特別障害給付金法」という。）第三十二条の八第一項
	行う機構	行う日本年金機構（以下「機構」という。）
第百九条の十一第三項	第一項	特別障害給付金法第三十二条の八第一項
	保険料等	特別障害給付金法の規定による徴収金
第百九条の十一第五項	前二項	特別障害給付金法第三十二条の八第二項において準用する前二項
第百九条の十一第六項	前各項	特別障害給付金法第三十二条の八第一項及び同条第二項において準用する第二項から前項まで
	第一項	同条第一項
	保険料等	特別障害給付金法の規定による徴収金

（法の規定による徴収金の収納期限）

第十八条　機構において国の毎会計年度所属の法の規定による徴収金を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

（機構による収納手続）

第十九条　機構は、法の規定による徴収金につき、法第三十二条の八第一項の規定による収納を行ったときは、当該法の規定による徴収金の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行った旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（帳簿の備付け）

第二十条　機構は、収納職員による法の規定による徴収金の収納及び当該収納をした法の規定による徴収金の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該法の規定による徴収金の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第二十一条　第十五条から前条までに定めるもののほか、法第三十二条の八の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四十四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正）

第四十五条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十二条第三項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法附則第三条第三項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省年金局事業企画課において処理する。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する病院」を「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第二項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。）の用に供する施設として開設された病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）」に改め、「日本年金機構法の施行の日から」を削り、同項を同条とする。